

## 障害基礎年金を受給している方を対象とする 児童扶養手当の一部過払いについて

### 1 概要

児童扶養手当の制度改正により令和3年3月分以降は、児童扶養手当額が受給している障害基礎年金の子の加算額を上回る場合には、その差額を受給できることになりました。

その状況下において、ここで、父・母ともに障害基礎年金を受給している世帯が本市へ転入した際、本市と前住所地との間で算出金額に一部相違があることが判明しました。

そのため、改めて国へ手当額の算出方法を確認したところ、本市の算出方法に誤りがあり該当者の支給済の手当に過払いが生じていたことが判明しました。

### 2 算出方法の誤りについて

児童扶養手当制度において、児童の父・母ともに障害基礎年金を受給している場合、年金の子の加算額分を手当額から差し引くこととされています。制度改正のあった令和3年3月分以降の手当について、第2・3子の子の加算額分がある場合、正しくは父と母それぞれ5千円・3千円を上限とし、その合計額を差し引くものでありましたが、本市では差し引く上限を世帯ごとに5千円・3千円として算出しておりました。

### 3 該当世帯と過払い額

14世帯 総額852,500円

(1世帯につき10円から最大154,010円)

### 4 市の対応

- ・該当世帯の方には返還方法等について、個別に御説明させていただくこととし、既にお知らせを送付しています。
- ・本件については、児童手当等の他の手当への影響はありません。
- ・今後、制度改正時には改正内容の把握を徹底し、再発防止に努めてまいります。

---

#### <問い合わせ>

子ども家庭部子育て支援課長 小林 電話 042-620-7368